

山梨県社会福祉法人経営者協議会 入会要領

1 入会資格

本会の会員は、山梨県内において社会福祉施設を運営する社会福祉法人の理事長、若しくはこれに代わる役員となります(本会会則第4条)。

2 会費

会費は年会費とし、財務諸表:法人単位資金収支計算書(前事業年度)の「事業活動収入計」を基に、次の区分によります。

| 加入区分 | 法人区分 (事業活動収入計) | 年会費内訳 | | | 合 計 |
|------------------------|----------------------|--------------|----------------|--------------|----------|
| | | 全国経営協 活動費 | ブロック協議会 活動費 | 本県経営協 活動費 | |
| 本県経営協(のみ) 加入の法人(※1) | 1 法人 | ----- | ----- | 16,000円 | 16,000円 |
| 全国経営協加入の 法人(※2) | 小規模法人 (~2億円未満) | 10,000円 | 4,000円 | 16,000円 | 30,000円 |
| | 基準法人 (2億円~10億円未満) | 40,000円 | 4,000円 | 16,000円 | 60,000円 |
| | 大規模法人 (10億円超) | 80,000円 | 4,000円 | 16,000円 | 100,000円 |

(※1) 県経営協のみ加入法人については、法人規模に関係なく、均一の会費となります。

(※2) 全国経営協年会費は、前年度事業活動収入額に基づいて区分されます。

全国経営協会員の年会費には、本県経営協年会費も含まれます。

3 入会方法

入会ご希望の法人は、所定の入会申込書に必要事項を記入し本県経営協へお申込み下さい。

事前のご相談も含め、お気軽にお尋ねください。

〒400-0005 甲府市北新1丁目2-12 山梨県福祉プラザ4階 山梨県社会福祉協議会内
山梨県社会福祉法人経営者協議会 事務局 TEL 055-254-8610(代表)

凡例

- ・「全国経営協」→社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・「ブロック協議会」→全国経営協 南関東・甲静ブロック協議会
- ・「県経営協」→山梨県社会福祉法人経営者協議会